

「犯罪者」から「福祉の支援を必要とする人へ」
—支援者がひとりひとりの「生きにくさ」を理解すること—

平成 23 年 11 月 17 日
栃木県 かりいほ施設長 石川恒

はじめに

平成 23 年 3 月の報告では、地域生活定着支援事業の対象者をいかに福祉に取り込むかを報告した。そこでは「排除しない」「福祉に取り込む」支援の力を福祉の事業所が持つこと、そしてその実践は必然的にひとりひとりの「生きにくさ」を理解した個別支援になることを述べた。これは福祉の話である。福祉が対象者を支援するためには、対象者を「犯罪者」ではなく「福祉の支援を必要とする人」にしなければならない。福祉は人と人との関係による生活支援である。その手法で支援するためにはどうすればよいのだろうか、何が必要なのだろうか。

1. A さんのその後

「施設の生活が一年経過した。規則正しい生活は続いている。彼の部屋の寝床のまわりにはいろいろな物が並べて置いてある。毎晩アルコールを少しだけ飲み、好きな時に煙草を吸っている。だけど他の人の前では吸わない。30年間の刑務所の経験だけが彼の世界だ。とても狭い世界だ。その狭い世界で抱えてきたことを整理し、まったく別の世界を経験した一年だった。日々の生活で他の利用者とトラブルを起こすことはほとんどない」と3月に報告した。

「おかあさんの霊が毎晩自分のところにやってくる。昔おかあさんをいじめたから」「テレビで霊を取り除いてくれる人をやっていたけどお金がかかるのかなあ」と彼が言うようになった。うかない表情をしている。悩み始めるとそのことにこだわる。あまり眠れないと言う。遠いけれどお金があまりかからずに徐霊してくれる人を見つけ、行くことにした。徐霊を受け、お札をいただきそれを部屋に貼った。「おかあさん、来なくなった」と彼は言う。その頃から体調が悪くなりだした。なかなか原因がわからなかったが、緊急性はないが深刻な病気であることがわかった。治療のために入院することになった。

入院には施設の職員が 24 時間、昼間と夜間の 2 交代で付き添うことにした。困った時に誰かが近くにいる、それを彼にわかってもらいたかった。実際 23 時間 59 分 59 秒無事に過ごしても残りの 1 秒でどうなるかわからない。隣の病室の患者が何度もドンドンと壁をたたき、それに我慢できずに病室を飛び出そうとして職員が止めた。便通がままならずその処置に対して不満を持ち、看護師にうつつかかると職員が止めたなど。ちょっとしたことがトラブルになる、そういう危うさが彼にはある。危うさをトラブル、事件にしないために職員が付き添わなければならない。

退院して施設に戻った。酒も煙草も止めた。これからも治療は続く。彼に「施設に来てよかったですか」と聞いてみた。「よかったです。来なかったらまた刑務所に行っていた」と笑顔で言った。「よかったことは何？」と聞いた。「人間関係。話を聞いてくれる人がいる。

話しができる人がたくさんいる。今までいなかった。いろいろな人がいることがわかった。

施設に来た頃は出て行ったりしたけど、今は落ち着いた」という答えが返ってきた。

言葉のやりとりがやれるようになってきた。以前は自分の思いを一方向的に話し、なんとかそれを叶えようとしてきた。それが相手の意見を聞いて自分の意見を修正するようになってきた。自分の思いと違うことを受け入れられるようになってきた。

2. Aさんは「犯罪者？」

これまでのAさんの思いにとことん付き合ってきた。それがAさんとの関係を切らない唯一ひとつの方法であるからだ。そして、Aさんのことを知るには、それが必要だからだ。施設利用がはじまり、しばらくは規則正しい生活の日々が続いた。しかし他の利用者トラブルになることがしばしばあった。挨拶したのに返事がない、自分がやっていることに文句言われたというようなことで手を出した。気が短くこだわりが強い、そういう印象だった。

施設を出て街の中で生活したい、刑務所での知り合いに世話になるからと言ってわずかなお金を持って出て行った。いくら説得してもだめだった。困ったら電話して、迎えに行くからと念を押し施設長の名刺を持たせた。しばらくして電話が入り、「戻りたい」と言った。戻るとまた出て行った。また戻り、「社会で暮らすのはまだ無理だ。施設で世話になりたい」と言った。その後も自分の思い出の場所に出て行った。カプセルホテルやスーパー銭湯に泊まり、お金がなくなると戻ってきた。けがをして戻ったこともあった。迎えに来てと言えば職員が電車や車で迎えに行った。施設はいつでも戻れる場所に徹した。

こうした付き合いの中でAさんがどんな思いで生きてきたかを知ることになる。知的障害児の施設で育ち、そこを出てから一生懸命にまじめにやろうとしても長続きせず、うまくいかず、罪を犯してしまう。しっかり頼れる人もいない。時には食べられる場所が欲しくて、寝泊りできる場所が欲しくて罪を犯した。30年、そうするしかなかった。そうやって生きてきたAさんは「犯罪者」なのだろうか。福祉の支援からこぼれ落ち、「孤立」してしまった人ではないのか。

3. 「生きにくさ」を理解すること

「犯罪者」として、本人を矯正教育、訓練の対象にして罪を犯さない人になるようにするのか、それとも「福祉の支援を必要とする人」として、本人と支援者の関係を大切に生活を支えていくのか。福祉の支援は後者である。

犯罪に関わった知的障害を持つ人を、「犯罪者」ではなく「福祉の支援を必要とする人」にしなければならない。誰がするのか。本人ではない。支援者がするのである。どうやって支援者がするのか。本人を「福祉の支援を必要とする人」として理解することを通じてである。そのためには障害を持つ本人と本人を取り巻く環境との関係から生じる本人の「生きにくさ」を、まず支援者がしっかり理解することが必要になる。

「生きにくさ」はひとりひとり違う。本人がどういう障害を持っているのか、成育歴や

資料、医者 of 診断などは手がかりになるが、本人の「生きにくさ」を支援者がしっかり理解するためには「付き合う」しかない。「生きにくさ」が本人の具体的な生活のどのような場面でどのように現れるのか、それがどのような問題になるのか、本人との日々の生活での付き合いの仲で支援者が確認していかなければならない。

A さんの入院では職員が24時間そばにいた。A さんの「生きにくさ」を考えた時、トラブルが想定されたからである。本人は医者から病気について、治療方針について説明を受けたが、どれだけ理解できたかわからない。本人が考えていることと違う状況になった時、また想定外のことが起きたとき、本人と医者、看護師、入院患者等との間に職員が入り、トラブルを回避しなければならない。実際にそういうことが何度かあった。職員が間に入り大きなトラブルにはならなかった。この時職員は、本人と病院という環境をつなぐ役割を果たしたのだ。

4. 「付き合い」は必要な支援

「生きにくさ」の理解は「付き合い」である。そして「付き合い」は「生きにくさ」がトラブルに、問題にならないようにする。「生きにくさ」は障害を持つ本人と環境との関係で生じるのだから、それをうまくつなぐ存在が必要になる。それは「付き合い」をする支援者である。本人の「生きにくさ」を理解した支援者である。「生きにくさ」を抱えた人への福祉の支援には、その人の「生きにくさ」を理解した「付き合い」をする支援者の存在が不可欠なのである。

「生きにくさ」はひとりひとり違うのだから「付き合い」もひとりひとり違う。これは個別支援である。支援者支援者がひとりひとり違う本人の思いに付き合うということは、支援者が本人を肯定するということだ。そうなのだ。本人は自分自身を肯定できずに生きてきたのだ。ならば、まず支援者が本人を肯定しなければならない。その支援者が本人ととことん付き合うことによって、本人は自分自身を肯定できるようになるのだ。自分自身を肯定できれば「生きにくさ」は消滅、軽減されるのである。

おわりに

このように「犯罪者」を「福祉の支援を必要とする人」にするには、本人の「生きにくさ」を理解した支援者、その支援者が本人ととことん付き合うことが必要である。そしてこの支援は罪を犯した障害者だけでなく、様々な「生きにくさ」を抱えた人たちの支援に応用できる。大事なことは枠を作らないことだ。ひとりひとり違うのだ。その人にあった「付き合い」を創ればよいのだ。鍵は支援者なのである。本人ではない。支援者がどうするかにかかっている。

「生きにくさ」を抱えた〇〇さんへの支援の創造

かりいほ施設長 石川恒

はじめに

罪を犯した知的障害者への支援は、けっして特別な支援ではありません。本人が持つ障害をどれだけ理解していたか、そして共感のもとに必要な適切な支援をていねいに提供していたか、支援をせずに排除してこなかったか、そのことを支援する側が自ら問わなければなりません。問う中に、障害を持ちこの社会を生きる「生きにくさ」を抱えた一人ひとりの姿が見えてきます。罪を犯した、犯さないということではないのです。一人ひとりを理解し、一人ひとりの支援を創造することが必要なのです。その鍵は、かかわりを大事にした一人ひとりの「安心づくり」にあります。それは「犯罪者」への矯正教育ではありません。「福祉の支援を必要とする人」への福祉の支援です。

1. 「生きにくさ」を抱えた人たち

かりいほは様々な理由で居場所をなくした人たちが利用する施設です。利用者の中には矯正施設を出た人たちもいます。対応が困難で他の施設から移ってきた人たちもいます。矯正施設が最後のセーフティネットになっているという指摘がありますが、かりいほは利用者の大半の人たちを矯正施設の手前で受け入れていると言えます。この人たちはどういう人たちなのでしょう。本人が抱えている問題や起こした事件が文字になって示されると、とんでもない人、兇暴な人ということになります。本当にそうなのでしょうか。

事件を何度も起こし凶暴だと言われていた男性がいます。ある時彼は暴力を振るわなければならなかった理由を語気を強めて話し、彼がそうせざるを得なかったことを知った支援をしてきた人たちは、彼をきちんと理解していなかったことを知り、愕然としました。

学校を出て就職しても仕事が覚えられず職を転々とし、真面目にやらないからだの家を追い出され、非行グループに取り込まれて命令されて犯罪を繰り返し、どうにもならなくなった男性がいます。自分は一生懸命やっているのにどうして、というのが彼の思いでした。不安と緊張のかたまりになり、どうしようもなくなると暴言を吐き、暴力を振りました。

※「特別な支援ではない」

犯罪者ではなく「福祉の支援を必要とする人」に安心づくりをていねいにやろうということです。

※「一人ひとり」

「一人ひとり」とは〇〇さん、という具体的な個人を言います。

※「かかわり」

福祉の支援は人と人とのかかわりによってなされることを肝に銘じるべきです。かかわりを大事にしなければなりません。

※「この人たちはどういう人たちか」

本人に関するこれまでの福祉の情報、矯正施設の情報本人のこゝろをすべて正しく伝えているとは限りません。実際に本人とかかわらなければ理解できないことがあります。

※「生きにくさ」

「生きにくさ」は本人の生活の中で、まわりの人たちとの関係として作られていきます。それは本人が感じるものです。ですからまわりの人たちとよい関係が作られれば「生きにくさ」は軽減していきます。

自分の思いが受け入れられないと暴言をはき暴力を振るう彼女は、利用した施設すべてで拒否されてきました。まわりの要求と自分の「自分は自由にしたいのに、好きなことをしたいのに」という思いに折り合いがつけられずにいました。

かりいほの生活で、ほとんどの利用者は様々な問題を起こしながら落ち着いていきます。この3人の利用者もそうでした。1人はかりいほを退所し、出身地にもどり支援者に支えられて生活しています。1人は暴言、暴力は見られなくなり安定して生活しています。1人は時々暴言を吐く程度に折り合えるようになりました。

職員が利用者に時間をかけて向き合い関わる中で、一人ひとりの本当の姿が見えてきます。言葉では言い表せない苦しみ、不安を抱えて生きてきた姿が想像できます。

障害をきちんと理解せずに、「生きにくさ」を理解せずに、必要な、適切な支援を提供することなしに、この人たちに間違ったレッテルを貼ってきたのではないのでしょうか。手がかかる、難しいからと必要な支援を創り出すことを疎かにしてきたのではないのでしょうか。その結果、追いつめてきたのではないのでしょうか。この人たちの「生きにくさ」はまさにここに 있습니다。理解もなく、共感もなく、支援もなしに、まともに生きていけるのでしょうか。

「触法障害者」「累犯障害者」という言葉はこの「生きにくさ」を伝えません。罪を犯した障害者、犯罪を繰り返す障害者という事実を伝えるだけです。障害をもつということが生活するうえで支援を必要とするということであるなら、障害を持っていることを問うのではなく、共感のもとにどういう支援がどれだけ提供されていたかを問わなければなりません。支援の内容を問わない、福祉の責任を放棄するこの言葉は使いたくない言葉です。

2、「生き直し」の実践

かりいほを簡単に言えば、地域で居場所をなくした人たちが、もう一度地域に居場所を作るための施設です。かりいほは山の中にあります。地域に居場所をなくした人たち

*現在（平成22年3月）かりいほの利用者30人のうち、他の施設から対応が難しいとして移ってきた人は10人います。

*「かりいほ」

かりいほは大きな家庭をイメージしています。職員と利用者がお互いのことを心配したり

が、過度な情報、刺激からある程度遮断された自然豊かな環境、わかりやすいシンプルな生活、人間関係の中で、本人の生育の過程で形成された二次的障害の整理、解決を図ります。職員はできるだけ施設内に住み込み、利用者と生活を共にします。この生活の全体的な有様を「生き直し」と言っています。昭和54年の開設以来、約150人の人たちが退所し、それぞれの次の生活の場に移って行きました。

「安心の創造」は「生き直し」の根本になる取り組みです。かりいほで安心して生活するための取り組みです。柱は大きく二つあります。ひとつは人と人とのかかわりを大事にすることです。職員、利用者、保護者、施設外の人たち、利用者にはいろいろな人とのかかわりがあります。特に大事なのは職員が利用者の「生きにくさ」を理解し、いかに共感してかかわるかということです。日常の生活で時間、場所を共有してかかわることが「安心の創造」の始まりです。

そのかかわりの積み重ねが一人ひとりの障害の理解、必要で適切な支援の創造、本人の課題の明確化にさらに広がり繋がっていきます。この取り組みは、既存の支援の枠に利用者を当てはめるではありません。取り組み自体がそれまでのかりいほの支援の枠を広げることになります。

利用者に必要な支援が明らかになればそれを実践することになります。かりいほの生活はこうです、支援はここまでです。利用者「安心の創造」はできません。生きにくさの軽減から安心へ。そこに向かうためには既存の支援の枠に囚われていてはだめなのです。必要な支援を創っていくのです。この取り組みは支援がむずかしいと言われる人ほど大事になります。

取り組みの中で職員との関係の構築が進みます。職員と話ができる関係、相談できる関係はとても重要な関係です。いろいろな問題をかかえながらも相談しながら生活していける、それで良いのではないのでしょうか。

もうひとつは生活環境の整備です。人との良好な関係をつくるのがむずかしい利用者が増えています。いろいろな不安を抱える利用者も増えています。そうしたことに配慮して部屋などの生活環境を整えることが大事になっていま

助け合ったりしてワイワイガヤガヤ暮らしています。

※「安心の創造」

人は安心がなければ落ち着きません。「生きにくさ」を感じる状態は安心がない状態です。安心を創れなければ「生き直し」はできません。

※「支援がむずかしい人」の

「安心」の創造

「支援がむずかしい人」とは本人と支援者の良好な関係が創られていない人のことです。

「生きにくさ」の理解と「生き直し」の実践の取り組みを、検証しながら何度も試みなければなりません。そして本人の安心を創り出さなければなりません。

※特に居住環境は重要です。まわりの人との関係などに配慮し、安心できる環境を整えます。個室が必要な人には個室を準

す。買い物や旅行などの外出は気持ちを前向きにします。一人ひとりの状態に配慮したていねいな対応が必要です。

この取り組みは必然的に利用者一人ひとりの個別支援に向かいます。かりいほでは利用者 30 人の生活を軸にしながら、必要な個別支援をしています。当然それは職員の大きな負担になります。職員の使命感と善意で取り組んでいるのが現状です。

「安心の創造」は 24 時間の支援の取り組みです。利用者が必要としている時はいつでも職員はかかわることが求められます。それを可能にするために、職員は施設内に居住してきました。

3、暴力を振るう利用者への支援の創造

養護学校高等部を卒業してかりいほにきた男性がいます。広汎性発達障害の診断が出ています。彼は時々暴力を振ります。半端な暴力ではありません。利用者同士でトラブルがあるとそこに介入します。自分が責められていると感じるとその相手に向かっていきます。感覚が過敏で、特に大きな音は苦手です。彼のもつ障害は外見からはまったくわかりません。精神科への入院も何度かしました。家庭での生活はむずかしく、かりいほを利用することになりました。

そして 3 年が経過しました。現在の彼のかりいほでの生活は 2 週間に一度のサッカー観戦、野球観戦が中心に成り立っています。それには職員が一人つきそいます。かりいほは栃木の山の中にあるので、「Jリーグ、プロ野球の観戦は一日がかりになります。帰ってくるのが真夜中になることもあります。彼はサッカー場や野球場では最前列で旗を振り大声で応援します。そして疲れ果てて帰ってきます。その後何日かは寝ている時間が多くなります。

日中の作業には参加しません。部屋で休んだりして自由に過ごしています。人と交わるのが好きで、利用者、職員とよく話をしています。そういう生活の中で暴力は以前に比べて格段に減りました。表情も穏やかになってきています。

暴力が減ったのは、作業に参加しないので他の利用者と

備します。

*「個別支援」

個別支援は施設の生活に適應させるための支援ではありません。本人の生活を豊かにし、自己肯定感を育てる支援です。

*「職員の姿勢」

職員は利用者の状態をいつも気にかけていなければなりません。不安を抱えている利用者がいれば、いつでもその不安をていねいに取り除かなければなりません。そのための施設内居住です。

*サッカー、野球の観戦は彼自身

の安心を創り出すための彼自身の仕事です。サッカー、野球の DVD 観戦をこれからやろうと彼と話しています。

*何としても暴力はなくさなければなりません。それがこの

取り組みの出発点です。

の作業中のトラブルがなくなったことがあります。以前は作業に参加しなければならないと思っていました。辛くても「やる」と言っただけで作業に参加し、トラブルを起こしていました。それが作業に参加しなくていいと思えるようになってきたようです。この心の変化は大きな変化です。

彼は身の回りの片付けなどは苦手ですが、食事、入浴、排泄などはまったく介助は必要ありません。知的障害は軽度です。しかし人と交わることは好きでもその中で暴力を振るってしまうために地域生活がむずかしくなっていました。社会生活を送るうえでは重度、最重度と言える人です。かりいほの生活の中に自分自身の安心の形を創り始めたのだと思います。

4、「晴れ舞台」の創造

・「彼」への支援から・

かりいほでの生活の必要がなくなった利用者は、次の生活の場に移ります。かりいほは「生きにくさ」の理解から「生き直し」の実践をする場ですから、かりいほの支援を引き継ぐかりいほ後の生活の場が必要になります。

幼少の頃から他人のものを盗るので障害児施設に入所した男性がいました。「彼」は養護学校高等部に進んでも盗みが続くので、卒業後かりいほの利用が始まりました。入所後しばらくはかりいほの生活になじめず、他の利用者のもを盗ったり無断外出を繰り返していました。根気よく支援員が「彼」につきあい、次第に生活に落ち着きが見られるようになり、出身地にもどる取り組みを始めることにしました。出身地の福祉事務所、もどったら「彼」の生活を支援する予定の事業所と相談し実習を計画しました。それはこれから「彼」を支援することになる人たちが「彼」を理解するために、また「彼」自身が納得してもどるためです。グループホームのあきのある日を利用し、そこから授産の事業所に通う実習を一月に3～5日、半年間行い、これから支援する事業所の了解を得て「彼」は出身地にもどりました。もどってから様々なことがありましたが、「彼」は支援を受けながら挫折することなく就労しました。そしてかなりの給料を得るようになりました。

*作業に参加しなくなって一年が経過しました。彼は気持ちが楽になったと言います。楽になったから手を出さなくなったと言います。

*一人ひとりの安心の形を創り出すことが、個別支援だとも言えます。

*「彼」は自信をもてるようになったのだと思います。支援者が支えて成功体験を重ね、一人でやるのではなく、支援者といっしょにやることを身につけていきました。

時々かりいほに電話がかかってきます。近況報告や悩み事の相談だったりします。「彼」なりに生活を楽しんでいる様子がうかがえます。かりいほには遊びに行くけど入所はいやだと言います。「彼」は人生の「晴れ舞台」に立っているように思えます。

「生きにくさ」の理解から「生き直し」の実践、そして人生の「晴れ舞台」へ。それぞれの時期での「彼」の状態はどうだったのでしょうか。「入所後しばらくはかりいほの生活になじめず、他の利用者ものを盗ったり無断外出を繰り返していた」この時期は、支援者にとっては「生きにくさ」の理解の時期です。盗みや無断外出を繰り返す「彼」をだめだと否定するのではなく、「彼」はこういう状態のだと受け入れる、「彼」はこういう「生きにくさ」を抱えていると理解する時期です。「彼」の状態は不安、混沌、依存、自己否定、このような言葉で言えるでしょうか。「安心」ということでは「安心できない」状態です。

「根気よく支援員が彼につきあい、次第に生活に落ち着きが見られるようになり」は、支援者にとっては「生き直し」の実践の時期です。「彼」が抱える「生きにくさ」を理解し、その「生きにくさ」が生活の中で問題につながらないようにしていねいに支援します。職員、利用者との良好な関係や仕事、買い物、旅行、余暇活動などで生活を豊かにしていくことはとても大事な支援です。この時期の「彼」の状態は希望、期待です。「安心」ということでは「安心づくり」「少し安心」の状態です。

実習から就労は支援者にとっては「晴れ舞台」の創造の時期です。実習は「晴れ舞台」に進むための第一歩でした。

「生きにくさ」の理解、「生き直し」の実践を土台にした適切な支援が就労につながりました。「彼」の状態は安定、充足、自己肯定と言えます。「安心」ということでは「安心」そのものです。

5、「晴れ舞台」とは

「晴れ舞台」は「生きにくさ」の理解、「生き直し」の実践があって成り立ちます。「晴れ舞台」では「生きにくさ」は「生きにくさ」になりません。なぜなら「晴れ舞台」に

* 「生きにくさ」の理解はいつでも心がけていなければなりません。「彼」の状態、環境が変化すれば「生きにくさ」も変化します。支援者は固定的に「生きにくさ」をとらえるのではなく、日々の現実の生活の中でとらえていくことが大事です。

* 「生活を豊かにすること」
生活の豊かさは単に物の豊かさではありません。安心できる人間関係があり、前向きな気持ちで生活できることです。夜は不安なく眠れ、朝は気持ち良く起きられる、そういう生活のあり方です。

は「本人」の「生きにくさ」を理解し、適切な支援をていねいに提供する「支援者」がいるからです。そして「生き直し」の実践の中で自己肯定感を育て、「支援者」を受け入れることができる「本人」がいるからです。そういう「支援者」と「本人」が協同して「晴れ舞台」を創り上げていきます。

ですから「晴れ舞台」は多様です。一人ひとりの「生きにくさ」が違うように、一人ひとりの「生き直し」の実践の内容が違うように、「晴れ舞台」の形も一人ひとり違います。「生きにくさ」の理解、「生き直し」の実践を経て、「本人」を理解した「支援者」と「支援者」を受け入れる「本人」によって創られた「本人」の生活の有様が「晴れ舞台」なのです。地域の生活であろうと施設の生活であろうと、賃金を得ようと得まいと「晴れ舞台」には関係ありません。「晴れ舞台」は多様なのです。

6、「生きにくさ」を抱えた人たちへの入所施設の役割

このようになりいほの実践は「生きにくさ」を抱えた人たちの「生き直し」の実践です。そしてその人の「晴れ舞台」の創造です。それは罪を犯した犯さないに関係なく、刑務所に入った入らないに関係なく、利用者一人ひとりの「生きにくさ」を、かりいほという施設で、職員を中心にしたかかわりの中で「安心」に変えていく取り組みです。「晴れ舞台」は「安心」の上に成り立ちます。

ごく当たり前の支援です。けっして特別な支援ではありません。地域に居場所をなくした人たちを、もう一度地域生活に結びつけるために、利用者中心の支援をしてきたことの当然の帰結です。利用者はこの支援の中で自分の居場所を見つけていきます。このような支援がなければ居場所を失い、福祉から排除されてしまう人たちが出てくるのです。これまで福祉は「生きにくさ」を抱えた人たちをきちんと受け入れてきませんでした。かりいほの実践はそこにひとつの方法を示していると考えています。

ひとつの入所施設の取り組みからの問題提起です。知的障害は軽度でも、社会生活を送るうえで多くの支援を必要とする人たち、この人たちの支援の最後の砦として、入所

*「生きにくさ」の理解、「生き直し」の実践、「晴れ舞台」の創造はやり直しができます。大事なのは一人ひとりの現実の生活です。その必要に応じて取り組むことです。

*かりいほを利用するというとは、それまでの居場所では本人を受け止めきれなかった、本人は安心できなかったということです。それはその環境に適応できなかったからです。環境に適応し自分らしく生きるために、このような支援が必要なのです。

施設がその役割をきちんと果たさなければなりません。地域に居場所をなくした人たち、地域生活が困難になった人たちは、いったいどこにいけばよいのでしょうか。福祉の支援を受けて地域生活を続けるとしても、今のグループホーム、ケアホームが生活の場になり得るのでしょうか。アパートで一人暮らしをするにしても十分な支援があるのでしょうか。刑務所が最後のセーフティネットになっているという指摘はまさにそのとおりで、福祉が、入所施設が果たさなければならぬ役割を刑務所が果たしているという現実を直視しなければなりません。地域で支えられる人は地域で支える、それが困難な人は入所施設で支える。そして刑務所には送らない。隔離する入所施設ではなく、地域になく役割を持つ入所施設。そういう役割を持つ入所施設のあり方を創り出さなければなりません。入所施設は24時間の支援ができる事業所なのです。その長所を生かさなければなりません。

7、「晴れ舞台」としての入所施設の役割

「生きにくさ」の理解、「生き直し」の実践だけが入所施設の役割ではありません。入所施設には「晴れ舞台」としての役割もあります。前に述べたように「晴れ舞台」は多様です。24時間の支援ができる入所施設を舞台にして、一人ひとりの「晴れ舞台」を創るのです。

入所施設を離れ、地域生活に「晴れ舞台」を創る人がいます。より「安心」を求める人、より手厚い支援を必要とする人は、24時間の支援ができる入所施設を居住の場として「晴れ舞台」を創るのです。また入所施設の支援を受けながら、地域に「晴れ舞台」を創るともできるでしょう。

例えば就労です。かりいほを退所し、他の事業所の支援を受けて就労している人がいます。しかし再び問題を起こし、もどってくる人もいます。それを繰り返す人もいます。そういう人を、かりいほを（入所施設を）居住の場にして（より安心を提供して、より手厚い支援をして）就労を支えるのです。

8、鍵は支援者が握っている

「生きにくさ」の理解・「生き直し」の実践・「晴れ

*繰り返しますが、かりいほを利用する人たちは地域で支えきれなかった人たちです。地域で支えるしくみ、力を創り出すこと、地域につなぐためのしくみ、力を入所施設が創り出すことは同時にやらなければなりません。そうしなければ排除される人が必ず出てきます。

*「24時間の支援」

「24時間の支援」の意味は、24時間安心を提供できるということことです。

*「軽度の人たちの生活介護」

障害者自立支援法では、かりいほの支援は施設入所支援と生活介護だと考えています。それも軽度の人たちの生活介護です。そこでは利用者一

舞台」の創造とは、〇〇さんを理解し、〇〇さんに必要な支援（個別支援）を創ろうということです。既存の枠の中の支援ではなく必要な支援を創るのですから、様々な人、資源の活用を考えなければなりません。福祉の関係だけでなく、福祉以外の事業所、団体、個人など協力していただけたところを増やしていかなければなりません。

支援者の役割は、本人への直接の支援だけではありません。必要な支援を創るために資源を開拓していく役割もあります。

豊かな発想が必要です。そしてていねいに支援することです。この人にこういうことができたらいいなという思いから始まり、それを実現するためにどうするかを考えます。本人の思いをよく聞き、支援者の思いをきちんと伝えます。最後に決めるのは本人ですが支援者に思いがなければ何も始まりません。

9、おわりに

地域生活定着支援センターの設置が決まり福祉の事業所に重い責任が課せられました。今まで福祉の仕事ではないと遠ざけていた課題です。しかしこれは始まりから終わりまで福祉の仕事なのです。福祉の仕事にしなければならないのです。かりいほの実践はそれを福祉の仕事にしてきました。

入所施設の生活と地域での生活が対比されます。「生きにくさ」を抱えた人たちが地域で生活するために、入所施設が果たさなければならない役割があります。それでもなお地域での生活が難しい人たちは、入所施設が生活の場にならなければなりません。大事なことは入所施設か地域生活かではなく、〇〇さんに必要な支援は何かということなのです。

ひとりに応じた「生きにくさ」の理解・・・「生き直し」の実践・・・「暗れ舞台」の創造の個別の支援が提供されなければなりません。

* 「ていねいに支援する」

「安心」と「ていねいに」は大事なキーワードです。

更生支援計画

氏名 B 氏

奥坂直志

作成者 〇〇 × ×

作成年月日 平成 22 年 12 月 16 日

所 属 社会福祉法人 南高愛隣会
地域社会内訓練事業所
役 職 サービス管理責任者
資 格 社会福祉士

更生支援計画（長崎 B 氏）

B 氏に対する更生支援計画については環境調査、更生保護施設 雲仙・虹における生活状況等から以下のように考える。

(1) 障がい名 広汎性発達障害（精神科にて診断）

心理判定(WAIS-III)

動作性 IQ：83（境界域） 言語性 IQ:103（正常域）

全検査 IQ：94（知的水準は正常の範囲）

検査実施機関 長崎こども・女性・障害者支援センター

(2) 犯罪の背景

- ・知的障害がないため発達障害に気づかず、福祉的支援（相談を含めて）を全く受けていない。
- ・高校卒業後は専門学校へ進学するが3か月で中退し、アルバイトを転々とするものの定職に就けず、引きこもり収入がなかった。
- ・父親との二人暮らしであったが、父親からは「息子に渡す金はない。米だけ食べる。」と言われ、お金を貰えないため、食べ物、タバコが欲しくて万引きするようになる。

(3) 更生支援のポイント

① 司法と福祉の連携による協働で行う更生支援である

連携する機関

- ・保護観察所（特別遵守事項の確認）
 - ・発達障害者支援センター（発達障害者支援に対する専門的助言）
 - ・精神科医（発達障害者に対する医療支援）
 - ・長崎県地域生活定着支援センター（更生支援計画の広域的なコーディネート）
 - ・地域社会内訓練事業所（更生支援計画の立案・実施・検証）
- （協力機関） 更生保護施設「雲仙・虹」 警察署 刑務所 保護司等

② 環境を整える

まず前提として、グループホーム・ケアホーム群さつきを利用することにより、

- ・父親とは別居し生活保護申請を行い、食べ物に不自由なく安心して暮らせる環境を整える

③ 発達障害の特性に応じた罪への反省と償い

- ・万引きを繰り返してきたことへの反省、償いを行う

④ 発達障害の特性に応じた再出発に向けた支援

- ・就労自立に向けて、就労訓練(支援)を行う
- ・自立した地域生活を送るために、日常生活能力並びに困った時に相談する(支援を受ける)生活技能を身につける

更生支援計画書

氏名	B	性別	男	年齢	30代	障害種別	広汎性 発達障がい	障害程度		区分	2
罪名	窃 盗					判決・処分	H2×.× 判決(実刑 6 月)控訴中				
契約期間						本支援計画 実施期間					
事業所名 サービス種別	日 中:社会福祉法人 南高愛隣会 ・地域社会内訓練事業所 トレーニングセンターあいりん (自立訓練(生活訓練))										
	生 活:社会福祉法人 南高愛隣会 ・地域社会内訓練事業所 グループホーム・ケアホーム群さつき(さつき荘) (共同生活援助・共同生活介護)										

<更生支援の長期・中期目標>

長期目標	更生支援全期間 2年間(平成 23 年 2 月～平成 25 年 1 月) 二度と窃盗をせず、出身地(〇〇市)にて就労し、福祉サービスを受けながら自立して生活する	達成時期	平成 2×年 1 月
中期目標	△▲市より出身地(〇〇市)に移り、引き続き司法と福祉の連携による更生支援と就労支援を受ける	達成時期	平成 2△年 1 月

<支援のポイント>

- ①司法と福祉の連携による協働で行う更生支援
- ②環境を整える
- ③発達障がいの障害特性に応じた罪の償いと反省
- ④障がい特性に応じた再出発の支援

<更生支援プログラム>

ニーズ (解決すべき課題)	支援目標	サービス内容	支援機関	頻度・時間	目標達成時期
窃盗を二度と繰り返さない様になる (再三窃盗を繰り返してきた)	社会内更生訓練の必要性を常に自覚して生活する	定期的面談により遵守事項の確認をする	保護観察所	月1回	H2×.1
	窃盗(万引き)について自覚し、十分に反省する	・今までの生活、犯罪歴の振り返り学習を行う 客観的に自分が行った犯罪について考えてみる	トレーニングセンター あいりん	週1回	H2×.1
		・自分に置き換え、各立場に立った振り返り学習を行う(ロールレタリング)	(協力機関) ・刑務所 ・警察署 等	週1回	H2×.1
		・犯罪被害者、家族の手記を読み、感想文を書く		週1回	H2×.1
		・特別学習(犯罪)に参加して犯罪について理解を深める 刑務所見学 警察官による講話 保護司講話 テキスト学習		週1回	H2×.1
		罪を犯していない生活を振り返り、悪いことをせずに過ごせたことの心地よさを学ぶ		発達障害者支援センター	2週1回
		・毎日、日記を書き心の変化を意識する(定期面談時にも活用する)	グループホーム・ケアホーム群さつき	毎日	H2×.1
窃盗の償いをする	奉仕活動をする	海岸、公園、駅、道路等の公共の場を清掃する	トレーニングセンター あいりん	週1回	H2×.1
就職し、収入を得られるようになる	就労訓練を受ける	パン部門で8時間働きながら体力・就労意欲・基礎習慣・技能を身につける	味彩花 パン部門	週5回	H2×.1
日常生活能力を高める	困った場面に遭遇した時に相談する(支援を求める)スキルを身に付ける	SST(社会生活技能訓練)	長崎県発達障害者支援センター しおさい 作業療法士	週1回	H2×.1
	金銭管理能力を高める	金銭出納帳記入の練習、習慣化を図る 買い物学習	グループホーム・ケアホーム群さつき	週2回 月2回	H2×.1

特記 ※長崎保護観察所との定期面談以外は10月21日よりすでに随時実施しています。

更生支援計画(週間プログラム・1日の流れ)

更生支援実施期間 平成26年2月～平成26年5月

＜週間プログラム＞

氏名 長崎 B 氏

	月	火	水	木	金	土	日
午前	パン工場 ・パン製造				▶	特別学習 (犯罪) 振り返り学習 読書感想文 ロールレタリング	ホーム 清掃
午後	パン工場 SST	発達障害者 支援センタ 一面談	パン工場 ・パン製造		▶	奉仕活動	買い物 学習
夜	日記記入		金銭管理 指導			金銭管理 指導	▶



味彩花 パン部門



トレーニングセンターあいらん



グループホーム・ケアホーム群さつき

＜一日の流れ＞

時間	生活訓練	時間	日中訓練 (パン工場 地域社会内 訓練事業所)
6:00	起床 洗面		
6:20	自主トレーニング		
6:50	朝食 片付け 身だしなみ		
7:45	さつき荘から日中の訓練へ移動		
		8:00	午前の訓練開始 (月～金) パン工場にて就労支援 (土) 地域社会内訓練事業所にて特別学習
		12:00	昼食
		13:00	午後の訓練開始 (月～金) パン工場にて就労支援 (土) 地域社会内訓練事業所にて奉仕活動
			日中の訓練終了
17:15	さつき荘へ戻る 夕食準備 入浴 洗濯	17:00	
18:30	夕食 片付け 歯磨き 余暇(クラブ活動、テレビなど)		
19:30	(水、土)個別指導(金銭管理)		
20:30	ホーム掃除		
20:45	終礼 西式体操 評価		
22:00	就寝		

「障害の疑いを確認するための簡易スケール」

平成 22 年度 厚生労働科学研究（田島班）松村研究分担グループ 判定委員会
長崎県地域生活定着支援センター

過去の記録等（生育歴・職歴等）から障害を確認するには

- 幼児期に言葉の遅れがあった。
- イジメられていた経験がある。
- 友達がいなかった。
- 学校の成績が悪かった。（ex. 通知表に「1」や「2」が多かった）
- 計算が苦手。
- ＜質問＞ 100から7を引いたら？ またそれから5を引いたら？
- お金があると残金を考えず、すぐに全部使ってしまう。
- 住所が言えない。
- 家族との関係が悪く、断絶している。
- 仕事が長続きせず、職を転々としている。
- 仕事の手順が変わると覚えられない。
- 整理整頓ができない。
- 地域で孤立しており、周りからの支援を拒否する。
- 過去、生活保護の申請をしたことがあるが断られた。
あるいは、生活保護を受給していたのに散財 or 自ら保護を断ち切っている（所在不明等）。
- 短絡的な行動が多い。（ex. 目先のことしか考えず、無計画（その場の思いつき）な行動）
- 同じような罪を繰り返している。

※上記項目に相当数当てはまる場合：「障害の疑いが高い」

勾留中の様子から障害を確認するには

- 接見中、目線が合わない。落ち着きがない。
- 同じことを繰り返し話す。
- 会話の途中で、まったく違う話（自分が興味のある話）を始める。
- 自分が犯した罪に関しても、ひょうひょうと話し、反省の態度が第三者に分かりづらい。
- 一見難しい言葉を使っているが、言葉の意味をあまり理解していない。
- 会話や立ち振る舞いにどこか違和感を感じる。
- 質問等に対して、どこかの外れな回答がある。
- 発言が曖昧で、質問に対する回答に一貫性がない。
- 理屈じゃなく何か変。

※上記項目に相当数当てはまる場合：「障害の疑いが高い」

既成事実から障害を確認するには

- 障害者手帳（療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・身体障害手帳）を取得している。
- 障害者手帳は取得していないが、過去、特別支援学級（特殊学級）に在籍していた。
- IQが「69以下」あるいは「69前後」である。
- 診断名がある。
（精神遅滞・広汎性発達障害・ADHD：注意欠陥多動性障害・LD：学習障害・統合失調症等）

※上記項目に当てはまる場合：「障害がある」あるいは「障害の疑いが極めて高い」

Ⅲ. 研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
斉藤司	「未決拘禁における社会的援助」	福井厚	『未決制度改革の課題と展望』	日本評論社	日本	2009年	pp. 201-218
浜井浩一	「誰を何のために罰するのか —イタリヤにおける触法精神障がい者及び高齢犯罪者の処遇を通して日本の刑罰と更生について考える」	浅田和茂・石塚伸一	『人権の刑事法学：村井敏邦古稀記念論文集』	日本評論社	日本	2011年	pp. 896-930
斎藤司	「被疑者・被告人の非拘禁的措置」	刑事立法研究会	『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望（仮）』	現代人文社	日本	2012年刊行予定	

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
藤本哲也	「オーストラリアにおける知的障害者と犯罪の被害」	『白門』	61巻4号	pp. 39-51	2009年
藤本哲也	「犯罪学の散歩道（199）：知的障害者の犯罪と被害：オーストラリアの研究」	『戸籍時報』	642号	pp. 77-85	2009年
藤本哲也	「犯罪学の散歩道（209）：ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続に関する裁判官マニュアル」	『戸籍時報』	639号	pp. 87-91	2010年
藤本哲也	「ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続に関する裁判官マニュアル」	『白門』	62巻5号	pp. 69-81	2010年
浜井浩一	「高齢者犯罪」	『刑法雑誌』	第48巻	pp. 507-510	2009年
浜井浩一	「高齢者犯罪の増加」	『老年社会科学』	Vol. 31 (3)	pp. 397-412	2009年

浜井浩一	「法律家のための犯罪学入門—ノルウェーから見えてくる日本の高齢者犯罪増加の原因」	『季刊刑事弁護』	No.63	pp. 177-183	2010年
浜井浩一	「法律家のための犯罪学入門(7)イタリアにおける触法障がい・高齢者の処遇について」	刑事弁護(現代人文社編)	(65)	pp. 167-172	2011年
浜井浩一	「法律家のための犯罪学入門(9)犯罪統計入門(2)少子・高齢化と犯罪・刑罰」	刑事弁護(現代人文社編)	(67)	pp. 123-129	2011年
浜井浩一	「法律家のための犯罪学入門(10)地域や民間を基盤とするイタリアの犯罪者処	刑事弁護(現代人文社編)	(68)	pp. 134-139	2011年
浜井浩一	「触法障がい者の支援—「司法と福祉の連携」を考える」	ノーマライゼーション	31(4) 通号357	pp. 9-13	2011年
浜井浩一	「少子・高齢化社会における犯罪・非行対策—持続可能な刑事政策を目指して—はじめに—少子・高齢化社会における犯罪・非行対策」	犯罪社会学研究	(36)	pp. 4-10	2011年
浜井浩一	「少子・高齢化社会における犯罪・非行対策—持続可能な刑事政策を目指して—少子・高齢化が犯罪に与える影響とその中で持続可能な刑罰(刑事政策)の在り方—犯罪学からの提言」	犯罪社会学研究	(36)	pp. 76-106	2011年
斉藤司	「社会内処遇をめぐる動向と課題」	『龍谷法学』	43巻1号	pp. 71-78	2010年
古川隆司	「高齢者犯罪者の更生保護における課題と福祉的援助」	『龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報』	6	pp. 120-130	2009年
古川隆司	「高齢犯罪者の釈放前調整におけるソーシャルワークとの連携—司法ケアマネジメントの可能性」	『犯罪と非行』	160	pp. 209-223	2009年
古川隆司	「高齢犯罪者の釈放前調整における外部との連携について—社会福祉の立場から」	『刑政』	121(2)	pp. 76-85	2010年